

岩手県告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第617号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

令和5年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 盛岡市館向町、上田四丁目及び上田三丁目の一部
- （2） 実施した期間 令和4年10月11日から令和5年2月15日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 基準点測量
- 2（1） 実施した地域 宮古市上鼻二丁目、千徳町の一部及び神田沢町の一部
- （2） 実施した期間 令和4年10月20日から令和5年2月28日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 基準点測量